

## **10. その他共通事項について**

## 1. 暴力団等の排除

### 1. 業務委託契約書第7条関係

受注者は、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、受任者又は下請負人（二次下請以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下「下請負人等」という。）としてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し、契約書第7条第3項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

### 2. 下請契約の締結等

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、業務委託契約書「第42条の3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

### 3. 誓約書の提出

受注者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪府へ提出しなければならない。

受注者は、下請負人等がいる場合は、これらの者から条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、大阪府へ提出しなければならない。

受注者等が当該誓約書を提出しない場合には、入札参加停止措置を行うものとする。

### 4. 大阪府暴力団排除条例第12条関係

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。